_
傍
線
1 P 4 -
部
分
は
改
Æ
部
\mathcal{I}_{1}

(目的) (目的) (目的) (目的) (目的) (目的) (目的) (目的)	第一章 総則	改正案
(目的) (目的) (目的) (目的) (目的) (目的)	第一章 総則	現

(国の責務)

第 とが 用の ネル 電気 及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平 て同じ。 一条の二 己対策の 原子力発電を電 (エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用 - ギー できるよう、 促進及びエ に規定する脱炭素社会をいう。 の安定供 源をいう。 推進に関する法律 年法律第七十二号)第二条第二項に規定する非化石エ 国は、 の実現に向けた発電事業における非化石エネルギー 給 ネルギー 0 確保、 必要な措置を講ずる責務を有する。 源 エ ネ 第十 0 選択肢の ルギーとしての原子力利用に当たつては 六条の二第二項において同じ。 の供給に係る自律性の向上に資するこ 我が国に (平成十年法律第百十七号) おける脱炭素社会 つとして活用することによる 第十六条の二第二項におい 地地 第二条 球温 \mathcal{O} 利 暖

して 施設 解決に向けた取組を推進する責務を有する。 断 規定する原子力施設をいう。 取組及び地域振興その他の原子力施設が立地する地域の課題 子力発電に対する信頼を確保し に取 (昭和三十二年法律第百六十六号。 項において「原子炉等規制法」という。) は、 原子力施設が立地する地域の ŋ 核原料物質 原子力事故による災害の 組むこと等によりその エネルギーとしての原子力利用に当たつては、 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 以下同じ。 防止に関し 安全性を確保することを前提と その理解を得るために必要な 住民をはじめとする国 次条第四号及び第二条の四 万全の措置を講じつ 安全性の向上に不 第二条第七項に 原子力 民の 原

2

(新設)

(新設)

(原子力利用に関する基本的施策)

- 掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。
 う、原子力施設の安全性を確保することを前提としつつ、次に第二条の三 国は、原子力発電を適切に活用することができるよ
- ための施策
 一 原子力発電に係る高度な技術の維持及び開発を促進し、こ
- 成果の円滑な実用化を図るための施策
 ための施策その他の当該研究及び開発の推進並びにこれらの
 ための施策その他の当該研究及び開発に関する国際的な連携を強化する
 開発法人日本原子力研究開発機構その他の関係者の相互の連
- とができる事業環境を整備するための施策に必要な投資を行うことその他の安定的にその事業を行うこいても、原子力事業者が原子力施設の安全性を確保するため、 電気事業に係る制度の抜本的な改革が実施された状況にお
- 回項に規定する再処理等、同条第一項に規定する使用済燃料の推進に関する法律(平成十七年法律第四十八号)第二条第の推進に関する法律(平成十七年法律第四十八号)第二条第の推進に関する法律(平成十七年法律第四十八号)第二条第の必要な施策
- 成十二年法律第百十七号)第二条第二項に規定する最終処分一最終処分(特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平

六条第二 共団 項第一 最終処分の円滑かつ着実な実施を図るために必要な施策 発電環境整備機構及び原子力事業者との連携の強化その他 する研究開発の推進を図るための国際的な連携並びに原子力 公共団体その他の関係者に対する主体的な働き掛け、 促進するための施策、 をいう。 関係者に対する関係府省の連携による支援、 体 一号に規定する概要調査地区等をその区域に含む地方公 項に規定する文献調査対象地区又は同法第三条第二 最終処分に理解と関心を有する地方公共団体その他 以下この号に 最終処分の計画的な実施に向けた地方 おい て同じ。 に関する国民 最終処分に関 0 同法第 理 解を

(原子力事業者の責務)

第 るため を講じ、 責務を有する。 安全性の向上を図るための態勢を充実強化し、 当たつては、 条第六項に規定する特定核燃料物質の防護のために必要な措置 公共団体その他の関係機関と連携しながら原子力事故に対処す 条の の防災の態勢を充実強化するために必要な措置を講ずる 几 並びにその内容を不断に見直し、 原子力事業者は 原子力事故の 発生の エネル 防止及び原子炉等規制法第三 ギーとしての原子力利用に その他原子力施設の 並びに関係地方

(新設)

組に協力する責務を有する。

興その他の原子力施設が立地する地域の課題の解決に向けた取する組を推進しながら、国又は地方公共団体が実施する地域振実施を図る上で極めて重要であることに鑑み、そのために必要実施を図る上で極めて重要であることに鑑み、そのために必要する信頼を確保し、その理解を得ることがその事業の円滑な対する信頼を確保し、その理解を得ることがその事業の円滑な

2

第十六条の二 原子力発電の用に供する原子炉を運転する者は、	第十四条~第十六条(略)	第六章 原子炉の管理	第三条の五〜第三条の七(略)	(所掌事務) (所掌事務) 二 (略)	第三条の三(略)	第一	第三条 (略)
(新設)	第十四条~第十六条(略)	第六章 原子炉の管理	第三条の五〜第三条の七(略)	(所掌事務) (所掌事務) (所掌事務)	第三条の三(略)	第一	第三条(略)

観点から措置するものと
1
脱炭素社会